



業種別ガイドラインチェックシート － 美容業 －

《令和4年12月12日改訂版》

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「✓」を記入してください。

1. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 飛沫感染、エアロゾル感染及び接触感染について、従業員や顧客等の動線、接触等を考慮したリスク評価を行いそのリスクに応じた対策を検討している			

2. 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 長時間対面で会話をする場合等飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な距離の確保（又はパーティションの設置）を行っている			
2) 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに、支払い時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすように努めている（支払い後に手指消毒を行う場合はコイントレーを使用しなくてもよい）			
3) 感染防止のため密にならないよう、来店者数を調整している			
4) 美容椅子の間隔に配慮している			
5) 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者については、来店を控えて頂くよう促している			
6) 入口や施設内にアルコール擦式手指消毒薬を設置又は石鹸と流水による手洗いを励行している			
7) 正しいマスクの着用（不織布の推奨）を励行している			
8) 顧客にはマスクの着用を促すとともに、咳エチケットを励行している			
9) マスクを持参していない顧客には、マスクの配布もしくは販売するようにしている			
10) 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分に配慮している			
11) 施設の換気について、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参考に、「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な限りで2方向）」に取り組んでいる			
12) タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施している			
13) 共用物品は最小限としている			
14) 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行っている			

3. 来店時・施術中

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある人の予約・来店をご遠慮いただくよう呼びかけている			
2) 予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認するよう努めている			
3) 密にならないよう施術の予約時間を調整している			
4) 使用する美容椅子の間隔を広く確保している（1m以上の確保に努める）			
5) 顧客を案内する際に密にならないように配慮している			
6) 従業員は常にマスクを適切に着用している。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとしている			
7) 会話は必要最小限としている			
8) 施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促している			
9) マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売している			
10) 顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をしている（自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）			

4. トイレ

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 便器内は通常の清掃とし、不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行っている			
2) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示している			
3) ハンドドライヤー（手を乾かす設備）は使用可能とし、タオルの共有は禁止している			

5. 従業員の休憩室及び顧客の待合室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 飲食の際は、一度に休憩する従業員数を減らし、対人距離を確保している（1 m以上確保するように努める）			
2) 対面で飲食や会話をしないようにしている			
3) 適切に換気している			
4) 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は定期的に清拭消毒している			

6. 顧客の待合室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 待合室を利用する場合は、人と人が触れ合わない程度の対人距離を確保している			
2) 適切に換気をしている			

7. ゴミの廃棄

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 鼻水・唾液などが付いた可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して縛り回収している			
2) ゴミ処理後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

8. 清掃・消毒

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて、不特定多数が触れる環境表面を適切清拭清掃している			
2) タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」の規定に基づいて行っている			

9. 従業員の感染予防のための管理

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 従業員は必ず出勤前に体温を計るほか、毎日の健康状態を把握している			
2) 発熱や風邪の症状等体調が悪い場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐとともに、症状に応じて医療機関の受診や検査を受けるようにしている			
3) 有症状者に対する検査については、職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡するよう指導している			
4) 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			
5) 正しいマスク着用（不織布の推奨）や咳エチケットの徹底を図っている			
6) 必要に応じて手袋等を着用している			
7) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
8) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している			
9) 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境を可能な限り避けている			
10) 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底をしている			
11) 新型コロナウイルス感染症について相談目安及び「保健所」、「医療機関」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知している			
12) 従業員に対し、厚労省や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」などの指導・通達を周知している			
13) 従業員のワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照している			

集計：それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策			
2. 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策			
3. 来店時・施術中			
4. トイレ			
5. 従業員の休憩室及び顧客の待合室			
6. 顧客の待合室			
7. ゴミの廃棄			
8. 清掃・消毒			
9. 従業員の感染予防のための管理			
合 計	①	②	③

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目数

51 項目 - ③の数 (該当しないの数) = A

2. あなたのお店の達成状況

①の数 ÷ Aの数 × 100 = %

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

%です